

令和5年第10回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和5年9月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堀澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

○ 欠席した委員(1名)

21番 小原 正隆

○ 事務局職員出席者

事務局長 市村 義美
主査 出口 大悟
主査 高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第55号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第58号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 3番 (木下)

議事録署名人 4番 (小松原)

開会 令和5年9月26日 午後3時00分
局長 (市村 義美君)
皆様、こんにちは。
定刻になりました。
ただいまから令和5年第10回農業委員会総会を開催させていただきます。
最初に、氣賀澤会長さん、御挨拶をお願いします。
会長 (氣賀澤 道雄君)
改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
稲刈りも大分進んできまして、暑かった気候もだんだん涼しくなってきました。
本年度から義務づけられました地域計画の関係で目標地図を作るということでアンケートが多分回っているところがあると思います。回っているところと回っていないところがあるとは思いますけれども、まだ市場割のほうは、私のところはまだ回ってきていませんので、まだ何とも言えないです。
それをするに当たりまして農業委員が何をするかっていうことはまだ明確になっておりませんけれども、これから明確になってきますので、御協力ををお願いいたします。
それに関係しますけれども、今は御存じのように法で求められております市への意見書の案作りに入っています。農政部員のほうでやっているんですけども、毎年継続しているものも含めまして、気のついた問題点についてまた意見をお出しくださいっていう話ををしていこうという形で進めてきたわけです。
しかし、そういうアンケートが回っているっていう中で、委員の大勢の方からは、10年後に農業がなくなっていたら作っても意味がないんじゃないのか、結局は10年後の駒ヶ根の農業がどうあるべきかというものをつくらないと作れないんじゃないかなっていう意見が出てきました。
1つ、担い手の問題とかは言われていることなんですけれども、具体的なことで言いますと、個人だけじゃなくて、まず農業法人のほうです。
農業法人っていうのは市内にファームを含めて10あるっていう理解でいるんですけども、それが大きな担い手として退役された農家の方の土地を預かって耕作しているわけですけれども、非常に大きな担い手かと思っています。
ただ、担い手である法人のほうは、いわゆる引っ張っていく人が高齢化しまして、私のところもそうなんですが、今は組合長が75歳、理事の中には80歳になる人もいるということで、じゃあ誰が引っ張っていくんだっていう問題が出てきております。
また、インボイスの話も出てきまして、キャッシュフローの部分で大変これからは厳しくなっていくんじゃないかという問題もあります。

ですので、まず具体的なところから言うと、これから 10 年後に農業法人をどうすればいいのかなっていう、そんな話もする中で、また目標地図の作成もしていかないかいけないっていうふうな意見も出てきております。そこら辺も含めまして意見書のほうも作成していく方向で今は進めております。

またこんなこともという御意見がもしございましたら、農政部員または事務局の山本さんのほうに御意見を出していただければ、また、何ていいますか、具体的な意見書になると思いますので、御協力をお願ひいたします。

ちょっと涼しくなったとは言いましてもまだ暑い中お集まりいただきまして、ちょっと暑い中での審議になると思思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上です。

局 長

(市村 義美君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を議席番号 2 番 中嶋隆委員、よろしくお願ひします。

2 番

(中嶋 隆君)

どうも、皆様、御苦労さまです。

23 日に大宮五十鈴神社の祭典がありまして、御協力いただいた方もたくさんおられて、見に来られた方もたくさんおられて、ありがとうございました。

まだ私の中では、頭の中の 8 割くらいはまだお祭り状態で、なかなか、ここからリハビリをして普通の人間に戻っていかないかいけんなと思っている状態です。

4 年ぶりの久しぶりのお祭りで、そういう意味でも結構苦労したという状況でした。五十鈴神社の祭典は、上穂、それから北割、それから中割、南割ということで 3 年に一遍ずつ回しているんで、我々としたら実際には 6 年ぶりのお祭りということで、さっきも高齢化というようなお話をありましたけれども、それこそだんだん年が来て、そしてだんだん忘れてしまっているということで、結構苦労しながら、それでもおかげさまで何とかいいお祭りができました。ありがとうございました。

それで、何を奉納しているかっていうと、獅子、それから弓道、それから、あとは浦安の舞っていうのを舞姫さんが舞って、それから、あとは大三国ということで、それくらいのものを毎年やっているわけです。

その中でまた何を祈念しているかっていうと、五穀豊穣ということなんですね。

それで、五穀豊穫っていえばどこへ行っても農業なんですよね。だから、我々もしっかりその辺のところを胸に刻んで——それこそ大宮五十鈴神社の獅子

練りは大御食神社と一緒に平成 29 年に市の無形民俗文化財ということで指定されていますんで、しっかり我々も農業を守っていかなきやいかんなというのをつくづく思いました。

あともう一つ、うちに大三国が届いていまして、気持ち的にはちょっと邪魔（笑声）というところはあります、これから基礎を造ってぶつ立てようと思っていますんで、出来上がったらまたぜひ見に来てください。結構大きいもので、看板も来ているんで、ぜひ通ったら見ていくっていただければと思います。

取り留めもない話ですみません。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続けて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会長
（氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和 5 年 9 月 1 日付、告示第 10 号をもって招集した令和 5 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

なお、21 番 小原正隆推進委員から欠席の届出が出ております。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 3 番木下亜紀委員、4 番 小松原ひとみ委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査
(出口 大悟君)

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。

計画変更一で示した場所になります。

北割 2 区、[REDACTED] の東 1 筆 296 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は県外より出身地である駒ヶ根に帰郷し住宅を新築する予定であったが、体調不良のため帰郷が困難となり住宅の新築を断念した、承継計画は近隣の [REDACTED] の駐車場として以前より使用していたが農地法の変更手続を得ていなかつたため、改めて手続を取り引き続き駐車場用地として使用したいというものございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側から3ページを御覧ください。

計画変更一2で示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]地区になりまして、[REDACTED]集落よりもさらに南側、おおよその位置は3ページの地図を御覧いただくのがよいかと思われます。1筆 581m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画では登記上の面積 2,793 m²の全体を宅地として使用する計画であったが、計画を再度見直して宅地としての使用は一部に限定することとした、承継計画では、宅地として使用する部分は分筆の上、引き続き住宅の建築を進め、残りの部分については改めて農地として管理することとしたというものでございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番

(塩木 操君)

1番の案件です。

地図を御覧いただきたいと思いますが、[REDACTED]さんの前で、道を挟んだ隣ですが、住宅地に囲まれた一角で、既に駐車場として使われており、近隣からの苦情等も聞きませんので、特に問題なしと判断しました。

以上です。

24番

(菅沼 佳彦君)

最初に地図を見ていただきたいと思うんですけども、2ページと3ページにありますて、3ページにありますように、場所はもう天竜川を挟んで西側が飯島になります。天竜川を挟んでちょうど [REDACTED] の東にところです。

ここは、もう [REDACTED] さんの実家と、あとは [REDACTED] さんの農地があるだけのところで、周りにほかの人の農地とか家はないところです。

それで、許可は今年1月に許可されたもので、当初は分筆せずに 2,793 m²を

全て宅地としての申請が上がっていたんですけれども、やっぱり宅地は必要な部分だけにして、あとはまた農地にしたいということで申請が上がっているもので、今回は農地に戻すということですので特別問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 55 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

3-1 で示した場所になります。

市場割区、[REDACTED] の東 5 筆、計 1 万 4,662 m²になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は現在耕作している当地を引き続き農地として維持管理するために当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農地の維持管理が困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

こちらは両名とも耕作面積が同じ数字となっておりますが、これは、同一世帯のため、経営体は既に 1 つとなっているためでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

会長

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員として説明します。

先ほど事務局からありましたように、これは親子間の取引になります。

それで、譲受人の [REDACTED]さんは認定農業者で、最近、譲渡人の [REDACTED]さんは息子さんに農業を譲られたっていうような話も聞きますけれども、一応認定農業者として農業をされております。

また、[REDACTED]さんのお孫さんも [REDACTED]さんの手伝いをしながら農業に従事しておりますので、農地の維持については問題ないと思います。

あと、[REDACTED]さんはもう100歳を超えた方で、また親子間の取引でありますので問題ないと判断します。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

5番

(倉田 益式君)

質問ではないんですが、ちなみに [REDACTED]さんはお幾つぐらいの方なんでしょうか。

それと、農業をされた経験があるのかどうか。

会長

(氣賀澤 道雄君)

[REDACTED]さんは、私よりちょっと上だから70歳前後ですけど、今は幅広く米とかソバとか麦を作っております。そんなにできるのかっていうくらいやっていきますので、経験は十分あります。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長

(氣賀澤 道雄君)

議案第56号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査

(出口 大悟君)

それでは議案書6ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた

だきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED] の東 1 筆 413 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は結婚を機に住宅の新築を計画したため実家に近い当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 2 月 28 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改良事業施行区域内の農地で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして 2 番でございますが、場所につきましては 7 ページの右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED] の東 1 筆 131 m² になります。

斜線部分の宅地を含めた一体的な計画となりまして、申請地の南側が事業計画者の方の御自宅となっております。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、自宅の敷地を拡げ農業用倉庫を建てるというものになっております。

理由でございますが、借受人は現在使用している農業用倉庫が手狭になったため新たに農業用倉庫を新築するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

なお、借受人は現在県外にお住まいですが、毎週末こちらに見えられ農地などの管理をされているということを確認しております。

農振法等でございますが、第 2 種低層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 3 番でございますが、場所につきましては 8 ページの左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED] の南 1 筆 413 m² になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため耕作が困難であり孫である譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして4番でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東1筆 892m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は市内において[REDACTED]を営んでおり新たに建売住宅を販売するため当地を取得したい、譲渡人は後継者のめどもなく経営規模の縮小を検討していたことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして5番でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の東2筆、計840m²になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、保養所。

理由でございますが、譲受人は市内において診療所を経営しているが従業員用の保養所を建設するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

以上5件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番 (堺澤 務君)
1番の5-1のところですけれども、息子さんがうちを建てるっていうことで農地の一部を5条で申請するっていうものであります。
農振除外のときにもちょっともったいないということが出たんですけれども、子どものうちっていうことで、なかなか拒否できないっていう形になって、まあ仕方ないだろうということで許可しました。
ただし、北側と東側に用水路が入っているので、その用水路の管理については十分やっていただきたいっていうことで許可をしました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
2番ですけれども、春日委員と確認に行きました。
それで、地図にありますように宅地に隣接した農地となります。
建屋は52.99m²ということで、200m²以内のものは届出でいいのではないかということでちょっと事務局に確認しましたところ、宅地と農地をまたいで建物を建てる場合には農地を宅地にしたほうがよいということで、これについては農地を宅地に転用するという申請であります。
それで、確認しまして、図面等も見ますとしっかりした加工までできそうな倉庫になっておりますので、問題ないと思います。
また、周りの土地は全て [REDACTED]さんの土地ですので、建物を建てるについての影響もないというふうに理解しております。
あと、先ほどもありましたように、[REDACTED]さんは千葉県におりますけれども、最近は奥さんのほうがこちらへ来て草刈り等もしておりますので、継承ということにつきましては問題ないと理解しております。

以上です。

12番 (春日 知也君)
3番です。
小池委員と現地確認をいたしました。
この土地は私が1期目のときにはもう既に遊休農地化していました。譲渡人は [REDACTED]にもうずっと長く入っていまして、もう3年以上は遊休農地化しているというところです。
それで、3種農地であるということと、今回の場所についてはお孫さんへの譲与ということで、転用しても問題ないっていう考え方です。
それで、この畠——遊休農地全体としては、この先は建設業者によって建築条件付土地として分譲されていくというふうになっております。
それで、東側の水田への用水の確保などについては、昨年の転用などの手続

によって確保されるようになっております。

22番

(小池 政幸君)

4番です。

小松委員と現地を確認しました。

この場所は、地図のよう [] の北側で、[] と、それから民家との間に田んぼがあるという場所です。

それで、この地域は宅地化が進んでおりまして、いずれ宅地化するなというふうに以前から見ていましたけど、この地についてはそういった場所です。

それで、譲受人は建築会社で、ここを宅地化して住宅を具体的には2棟建てるということで計画ができております。

それから、ここに隣接する農地が北側に1つあるわけなんですが、段の2mぐらい下に [] を作っているところがあります。ここについての影響は少ないかなというふうに見ました。

それから、近隣の関係者の方には確認して了承が取れているということありますので、特に問題ないかなというふうに思います。

以上です。

16番

(伊藤 宏美君)

5番の案件ですが、吉瀬委員と9月8日金曜日に現地を確認しました。

譲受人は [] の先生です。

現地を見たところ、南側の隣接農地の所有者の方の了承は得ているんですが、その農地を借りて耕作、管理している方との間で全く話し合いがなされていなかつたので、話し合いをするように意見書を書いて提出しております。

そこを借りて耕作されている方は、もう [] を既に設置して苗を植えてありました。将来的には数年で防除等の薬剤が飛んでしまうなどのトラブルが起きかねませんので、現段階でちゃんと話し合いを持ってくださいということで意見書を出してあります。

あとは、排水等、問題ないと思います。

以上です。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

18番

(吉瀬 久司君)

1番の案件ですが、今説明されたように、ちょっともったいないなっていうような意見も出たようなんですが、明らかに優良農地の一角を食い潰すっていう形になっているので、何かもう一つ考えて代替の土地が出てこないのかなっ

- ていう気がちょっとしているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。
- 15番 (堺澤 務君)
地図の左の一番上の畜舎から下の全部が [] さんの管理している部分でありました。
何とかちょっともう少し別の場所をっていうことも話をしたんですが、もうここしかないと言われて、もうどうしようのなかつたんで、仕方なしに許可する形にしました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
- 1番 (森 武雄君)
5番ですけれども、先ほどの地元の委員さんの説明だと南側の土地の耕作者の承諾を得てからという意見をつけてオーケーしたことですよね。
事務局にちょっとお聞きしたいんですが、土地の所有者がオーケーすればいいのか、実際の耕作者がオーケーすればいいのか、書面上にどっちの印鑑が押してあれば我々がよしという判断をしていいのかっていうのがちょっと知りたいんですけど。
- 主査 (出口 大悟君)
手続の中で隣接農地の所有者また耕作者の方の同意が必須というものではありません。
これを求めているのは、将来的にもめないようにこの段階で同意をもらつておいたほうがいいということで、市独自でもらっているものあります。
ですので、今回についても、委員さんからの御意見もありましたので、事業者の方にはその旨をお伝えして、今後耕作者の方と丁寧にお話をされるということでしたので、今はその経過の連絡を待っているところであります。
- ですので、耕作者の方と所有者の方、いずれからも同意がもらえれば大変ありがたいですけれども、それが必須ということではないです。
- 1番 (森 武雄君)
分かりました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに御意見、御質問ありますか。
- 12番 (春日 知也君)
今の件ですが、転用判断基準のほうでは立地基準もあるかと思うんですね。そういう意味では、本人が大丈夫だと同意すれば別ですけれども、将来の営農上問題があるというようにこの場で判断されれば、また別の判断があるのかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

- 主査 (出口 大悟君)
転用の基準の中に一般基準と立地基準がございますが、立地基準というよりは、一般基準のほうで、周辺農地への支障がないですとか、そういう判断があります。
- それで、今回の隣接農地の方の同意等を得ているっていうのは、どちらかというと一般基準の中の周辺農地の営農への支障ですとか、そういったところの判断が難しいので、そこで確認をしております。
- ですので、今回まだ耕作者の方から同意が得られていないっていうことがイコール周辺農地での営農に対して支障があると判断されるのであれば、この段階で場合によっては転用が一旦進まないっていう判断もあり得ると思います。
- ただ、周辺農地の営農に支障があるっていうことであれば、具体的にどんな支障があるのかっていうところも明確にする必要があるかなとは思います。
- 12番 (春日 知也君)
ありがとうございます。
そうすると、僕の理解では、一般基準だけでは判断がつかない案件で、営農上の支障がないというところは、当人同士の合意ですとかで確認が取れれば、もちろんそれは許可だけれども、まだその確認が取れていないっていうことは、立地基準を満たせていないから、今日この場では判断できないという結論に至ってもしようがないということでおろしいですか。
- 主査 (出口 大悟君)
すみません。立地基準については、今回は消極的2種農地ということで、非代替性で判断しております。
- それで、一般基準の中で周辺農地の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は許可できないっていう要件がありますので、春日委員さんがおっしゃるとおりで、ここの判断が今回は明らかにこういう支障があるからこれは駄目じゃないかっていう判断であれば、一旦保留ですとか、そういったこともあり得るとは思いますけれども、まずは、自分のほうでは地元の委員さんの御意見っていうのをお伺いしたいかなと思います。
- 16番 (伊藤 宏美君)
何分にも私は今年からの新任ですので、吉瀬さんに頼り切りになってしまいます。
吉瀬さんのお人脈のおかげで耕作者の方の連絡先もすぐに分かりまして、電話をかけてくださって、その方の言うには——耕作している畑と建てる畑との間に道はあります。農業機械が通れるぐらいの道は1本通っております。
- ただし、防除とか、そういうことの場合は、風で舞ってきたのが嫌だとか、気をつけてやったけどそっちへ行っちゃったとか、そういうトラブルで結局耕

作をしたくないっていって諦めちゃう方もいらっしゃると思いますので、現段階では苗を植えたばかりの様子ですので、その段階で話し合いをしていただいて、納得の行く形で両方が住んだり耕作したりできるように話し合ってくださいっていうことを話しておきました。

うちもブドウ園をやっていまして、周りには伊那森パークっていってイチゴのハウスがあったり、隣地にはスイカを栽培している方とかもいらっしゃったりしますので、防除の場合は、その方々との間で防風ネットを張ってくれとか風のない早朝の晴れた朝のみにしてくださいとか、そういう話し合いが行われて、納得の上で両方が耕作できておりますので、そういう話し合いをしていただければ別にトラブルなく両方の方たちが耕作したり住んだりできると思いますので、大丈夫だと思います。

11番

(上田 佳子君)

備考にありますように従業員用の保養所ということ位置づけですので、常時住んでいるわけではないと思いますので、防除もいないときにやればいいというようなことも考えられますので、そこまでしっかり厳しいということでもないかなとは思います。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

事務局に1つよろしいですか。

これで審議の決を採るわけですけれども、今の事務局の説明ですと、土地を借りて耕作する者の同意は必須ではないということです。ただ、後々のことを見て両者でその点については話し合いを持ってくださいという経過だと思うんです。

ここで決になるんでちょっと助言をもらいたいんですけども、3つあると思います。1つはここで決議したことがそのまま通るということ、もう一つは両者の話し合いが行われ了解を取った時点で決議が有効になるという条件つきのもの、それから、もう一つは両者の合意ができる時点まで保留にして、そのときに決を採りましょうという3つぐらいのやり方があると思うんですけども、難しいと思いますけれども、どれが一番よいかちょっと確認できればと思います。

主査

(出口 大悟君)

そうですね。繰り返しになりますけれども、一般基準の中で周辺の農地の営農に支障が生ずる場合には認められないという要件があるので、今回、保養所を建てるこことによって南側の農地の営農に支障が生ずるっていう判断があるのであれば、それを根拠に一旦保留ですか計画の見直しをしていただきたいというところの説明もできるかと思うんですけども、ではどんな影響がある

のかっていうところを明確にしないとまずいかなとは思います。

耕作者の方から同意を得られていれば一番いいかなとは思うんですけども、所有者さんのはうでは一旦同意されているっていうことですので、個人的には、あくまでも農地転用の許可基準の中には同意を必須とするっていうところはないので、それを基にここで止めてしまうのもちょっとどうなのかなと思うんです。

ただ、繰り返しになりますけど、やはり具体的に何か支障が生ずるおそれがあるっていうことがあるのであれば、一旦保留するとか、そういう判断もあり得るとは思います。

私は、特に地元の委員さんたちのはうでここに保養所ができることによって南側の [REDACTED] の生育にこういう支障が生ずるっていう説明ができるのであれば保留っていう判断でも全く問題ないと思います。

18番

(吉瀬 久司君)

今の件ですが、基本的には今回の決議でよろしいかと思います。

ただ、私が心配するというか、伊藤委員にもちょっと話したのは、既存の農家が営農するに当たって今後支障があつては困るからということの布石みたいなものなので、話合いでいいとか悪いとかじゃなくて、お互いに合意を得ていただければ十分なことなので、ただ、話合いがなくて事が進んでいくと何かあったときにはもめてしまうから、今のうちに話し合ってお互いにやり方を模索してくれればそれで構わないと思っています。

ですから、今回はここでの採決でよろしいかと思います。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの意向を尊重した形で進めたいと思います。

16番

(伊藤 宏美君)

すみません。今、保養所の全容の図面を持ってきたんですが、平屋です。それで、畠側と譲渡人側にはかなり高いフェンスをぐるっと立てる予定になっています。

ですので、その外には農道がありますし、平屋ですので日当たりが悪くなるとか、この建物自体は北側に建ちますし、日当たりが悪くなるとか、畠地に日当たりの影響があるとか、そういうことはないと思います。大丈夫だと思います。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、事務局、また地元委員さんの説明等を含めまして、今回決議を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- ほかに御質問等ございますか。
- 12番 (春日 知也君)
- すみません。何かまだ続けて申し訳なんですけれども、耕作者がお金をかけて苗木を植えて、将来は定期的に防除とかを行うかもしれないっていう具体的な疑惑があるわけで、それに対して同意をちゃんと取ってくださいって意見書を書かれているわけなので、同意書が出たら許可っていうことでいいんじゃないですか。同意書が出るのをここで待つことに問題はない僕は思うんですけども。
- 実際に地権者さんは自分で耕作していなくて、■■■ですから10年15年つて長期で貸しているわけで、それを見越して耕作しようとしているのに、防除できないのはすごく大きな問題ですから、そのところをちゃんとするっていうのは大事なことなんじゃないかなと思うんですけど。
- 18番 (吉瀬 久司君)
- 防除ができないっていうふうに限定して考えることはないと思います。防除はできると思います。ただ、それにはやり方があると思って、そこはお互いに話し合って合意を得ていただければ構わんというふうに思うんです。
- ただ、合意もなくことを進めていっていろんな苦情が来たときにもめては困るから、今のうちにそれなりにお互いで理解し合って、ルールがあるんだからルールに従ってお互いにやっていただければいいというふうに考えていまして、消毒がどうとかこうとかっていうことは先のことで、今のところそのことはクリアできる問題だと思っています。
- 消毒するほうもそこに人がいて南風のときにやるとは考えられませんし、そこら辺は大丈夫だと思います。
- 12番 (春日 知也君)
- 防除ができないっていうのは言い過ぎだったと思うんですけども、合意をしてということで、おっしゃられたように合意して進めんねればいいなと思っているんです。
- だから、合意したところで判断すればいいだけじゃないですかということです。
- 合意するだろうっていう見込みで判断するのは、ちょっと今耕作している人にとって不利な判断なのかなと、好ましくないだろうというふうに考えます。
- ここで決めなくともいいんじゃないですかということです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
- どうでしょうね。それぞれに……。
- 18番 (吉瀬 久司君)
- 今の意見は、何ていったっけな、取りあえず基準っていうか、法的基準から

するとクリアできる問題なので、あとは別の部分の話し合いなので、それは資料として、こちらの意見としては話し合ってくださいということなので、話し合いができたかできないかったかななどという話ではないと私は思っています。

それで、言い換えれば、話し合いをしていただいて丸く収まっていくんだろうとも思っていますし、そのことを期待しているのはありますし、話し合って今後問題がなければより一層いいかなというふうに思っての話です。

局長

(市村 義美君)

すみません。今のお話でございます。

制度上は、明らかな障害というものがあらかじめ分かっていて、それがクリアされるかどうかっていうところで一旦止めるというようなことはできますが、今のお話を聞きしていると、防除のやり方でもってできそうだという、そういうった見解もあるということで、さきに事務局から話をしたように、明らかに障害となり得るもの、これがこの場で明確に出せれば一旦止めるということはできるかなと思いますので、そこら辺の御判断をぜひお願いしたいと思います。

12番

(春日 知也君)

何かすみません。繰り返しになってしまいますが、地元委員から合意を得て進めてくださいという意見書が出ているんで、合意を得て進めればいいということなんです。

だから、何が懸念されるかは十分はっきりしていて、それをクリアして進めてくださいということになっているので、合意を得たって確認したら採決すればよろしいんじゃないでしょうか。

主査

(出口 大悟君)

ちょっとごめんなさい。実は、ちょっと昨日も事業者さんに連絡を取ってみたいんですけど、なかなか連絡がつかなかつたので、もしお時間がいただければ、今改めて事業者さんほうにその後どうなったか確認してみるので、これは一旦、何というんですかね、議案の第 58 号のほうに進むっていうことは難しいですか。

会長

(氣賀澤 道雄君)

今これからですか。

主査

(出口 大悟君)

昨日の夕方の時点ではちょっと連絡が取れなかつたのですが、もしかするともう既に合意というのが取れている可能性もあるかなと思いまして、その確認が取れれば何の問題もないのかなという気がするんです。

会長

(氣賀澤 道雄君)

では、連絡を取っていただけますか。お願いします。

では、取りあえず……。

それでは、今、事務局のほうで確認に行きましたので、こちらのほうはちょっと保留にしまして、58号のほうに移りたいと思いますので、お願ひします。

議案第58号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

それでは議案書10ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和5年9月30日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田2万3,786m²、畑2,694m²、合計で2万6,480m²でございます。

10年が田2,949m²、畑2,475m²、合計で5,424m²でございます。

貸手が12、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11ページ～15ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。

12人の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で23筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

数量も多いんで、少し時間を取りますので、確認をお願いいたします。

〔各自黙読〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第58号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

それでは、まだ議案第 57 号が残っておりますが、一旦ちょっと休憩を取りまして、議案第 57 号が終わりましたら引き続き協議会に入りたいと思いますので、これから 10 分間、4 時 10 分まで休憩としますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 3 時 58 分

再開 午後 4 時 10 分

会長 (氣賀澤 道雄君)

会議を再開いたします。

局長 局長からお願ひします。

(市村 義美君)

すみません。大変お待たせいたしました。

事務局のほうで確認をしたところ、連絡が取れないという状況でございます。

それで、今、地元の農業委員さんとお話をしまして、もう一回考え方を地元の委員さんの方からお話しいただくということで、まず皆さんに聞いていただきたいと思います。

18番 (吉瀬 久司君)

それでは考え方を御説明させていただきます。

考え方としては、今までのいろんな例を見ましても、例えば進入路を拡幅してくださいとか、雨水はどうしてくださっていいうような意見をつけて意見書っていうのが提出されて、それはほとんどその場で通っています。今までも通っていました。

それで、今回も、いいとか悪いとかじゃなくて、今後、先々近所でもめることは嫌なんで話し合いをしておいてくださいという程度の話でして、それがいいとか悪いとかっていう判断基準ではないということですので、レベルとしては雨水云々と同じレベルでの意見という考え方で私どもは意見書のほうへ記入させていただきました。

そんなふうで御理解いただければありがたいんですが。

会長 (氣賀澤 道雄君)

今、吉瀬委員のほうから説明がありました。

こんなことで、雨水等と同じような感度での意見書への記載ということですので、今回の判断基準の参考とはしないという形で進めたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

ただ、何ていいますか、処遇等については問題が起こらないように、また地

元農業委員さんのほうで確認しながら行っていたいってのことでお願いしたいと思います。

そんな形で進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、第 57 号につきまして原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 5 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 13 分